

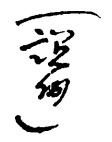

- 四、議員は吾黨の政策、要求を中央集権支配への一般的闘争に結びつけ統一集権的に闘争すること。
- 五、議員は凡ての御馳走政策(例へば祝賀、招待、歓迎、視察、見舞等)を原則として拒絶、但し當該執行委員会の承認を得たるは此の限りにあらず。
- 六、議長、副議長、其の他の役員の選出等に獨自の候補者を立てず、議員一名の場合は自薦すること
- 七、豫算案に對しては豫算が資本家、地主本位であることを暴露し反對意思を表明したる上反對投票すること  
但し地方情勢により反對の一方法として執行委員会の承認を得たる場合は修正案を提出することを得
- 八、議員は大衆に公約せる吾黨政策實現の爲めあらゆる機會を捕へて敏活に闘争すること。
  - イ、帝國主義的一切の費目を徹底的に削減すること
  - ロ、大地主、資本家に重税を課し無産者租税の減免、支拂猶豫を戦ひとること。
  - ハ、無産者モラトリアム闘争、失業反對闘争、農村對芝打被闘争を闘争に持ち込み吾黨の要求を獲得すること
- 九、議員は議會内に於ける闘争を有効ならしむるために他の無産黨議員と無産黨議員團を組織すること
- 十、議員の行動は本部、府縣會聯合會、支部執行委員會及議會對策部の指令に基き衆議員議員は黨本部、府縣、市會議員は府縣會聯合會、町村會議員は支部の執行委員會の統制に服す。但し地方情勢により市會議員は聯合會に於て統制權を支部に委譲することを得。議員統制委員會ある場合は統制委員會の統制に服すること。

第十二篇

黨財政確立に關する件

中央執行委員會

主 文

我黨は昭和七年よりその財政確立方針を確立し之を嚴格に勵行す。

一、各支部は所定の方法に従ひ其職員名簿を調査し之を本部及支部聯合會に報告し黨員に異動あるときも其都度遅滞なく報告すべしものとす。

二、黨本部費は黨員一人に付一月金四錢とし、登録黨員數分を毎月黨本部へ納入すべし。但數月分又は一年分の前納を妨げず。

三、黨大會代議員制當數は黨員數に嚴重に比例せしむ。地區選出役員數も之に準ず。

四、黨財政確立の爲め地方委員をも含む財務委員會を設置す。支部研究會に於ても支部聯合會財務委員會を設く。

地方財務委員は當該地方の黨員納入状態を監視し本部費の徴收の爲に努力す。

五、黨本部維持員制度を度擴充しよつて得たる維持費は之を本部特別活動基金にあつ。

理 由

一、合同政黨結成後黨執行部は本部財政の確立を重要な執行方針として取り上げ依て財務部は支部及支部聯合會に對し黨員納入を屢々督促し又第一回中央委員會が決定したる黨員負擔の本部確立基金についても幾度かその納入を促したのであるが黨員納入の成績は十月に至るまでは甚だしく不良であつた。

黨員諸君は本部の活潑なる活動を以て支部聯合會支部の要請を充實することを希望する。之ふそれが爲に活動の資源たる黨員納入を勵行せよ。

二、全黨員大衆は組織機關の上に黨内デモクラシーが確立することを要請する。而も謂ふ所の黨内デモクラシーの確立は黨員を根幹とする黨財政の確立を先行條件とするのである。然るに今日までの實狀としては毎月有志の維持費を主要財源として